

別記(四)

嘆願書

- 一、十名ノ解雇取消サレタシ
 - 二、賃根値下ニ就テハ考慮サレタシ
 - 三、退職手当ヲ制定サレタシ
 - 四、工場ノ都合ニ依リ臨時休業ノ場合ハ日給六割ヲ支給サレタシ
- 右嘆願致シマス

昭和六年二月十七日

従業員一同

尾島萬作 殿

労社第六四五部

昭和六年二月廿四日

警視總監 凡山 篤 吉

6. 2. 27
2/86

務大臣安達謙藏 殿
社 會 局 長 官 殿

尾島自轉車ハイコ工場ノ労働爭議ニ関スル件 (第二報)

皇古十九日以前ニ因ニ皇古労働會ノ會員アリ事業之側ノ態度強硬ナリ去月二十日迄解決ス

従業員側

従業員側ハ去ル十八日、交渉決裂後急遽状態ニ陥リタルカ一
面工場主ノ窮状ヲ相知シ居レルヲ以テ多少ハ譲歩ノ意向モア
リテ協議ノ結果斗争ヲ避ケテ最後迄交渉ヲ待テタルコトニ方
針ヲ決定セリ